

澁川市立学校の教職員に関する  
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年3月  
澁川市教育委員会

## 目 次

1. 計画の趣旨、現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
3. 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容・・・・ 3
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて・・ 5

## 1. 計画の趣旨、現状

### (1) 計画の趣旨

渋川市立学校の教育職員が、心身の健康を保持し、生き生きと働くことができる環境を整備することは、児童生徒に対する質の高い教育活動を持続的かつ安定的に提供するためには必要不可欠である。一方で、本市の小中学校の教育職員の業務が長時間に及ぶ状況は未だ解決し切れていない実情がある。

本計画は、渋川市立学校の教育職員の業務量の適切な管理と、健康及び福祉の確実な確保を、市教育委員会と学校が一丸となって包括的に図ることを目的とし、本市教育委員会が講ずべき具体的な措置とその達成目標を明確化するものである。

本計画の確実な実施により、教育職員は心身ともに健康で、その専門性を最大限に発揮し、児童生徒や保護者、地域との信頼関係構築といった、本質的な教育活動に注力できる環境を確保するとともに、教職員の働きがいを一層向上させ、教育の質の維持・向上を図り、渋川市の未来を担う子どもたちの健やかな成長を担保できるようにしていくことが必要である。

### (2) 本市の現状

本市では、令和2年4月1日に、「渋川市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」を制定し、所管に属する学校の教育職員の時間外在校等時間の上限に関する方針として、「渋川市立学校の教育職員の勤務時間の上限に関するガイドライン」を定め、教育職員の業務量の管理及びその在校等時間の縮減に取り組んできた。

こうした取組の結果、本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

#### 【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間を上回る職員の割合	月80時間を上回る職員の割合
小学校	月31.3時間	23.5%	1.6%
中学校	月41.4時間	36.8%	7.3%
全校	月35.4時間	28.9%	3.9%

時間外在校等時間の年平均は月35時間程度であるが、月45時間を上回る職員の割合が28.9%、月80時間を上回る職員の割合が3.9%となっている。教育職員が児童生徒と向き合い、心身の健康を維持し、よ

り質の高い教育を実現するために、業務量をより適切に管理し、時間的余裕を創出することが必要である。

令和6年度のストレスチェックの結果では、ストレス要因としては、小学校においては「対処困難な児童・生徒への対応」「事務的な業務量」、「家庭やプライベートの問題」が高い結果となった。中学校においては「部活動指導」、「対処困難な児童・生徒への対応」、「事務的な業務量」が高い結果となった。

高ストレス者のストレス要因としては、小学校では「対処困難な児童・生徒への対応」、「事務的な業務量」、「それ以外の生徒指導」、「人間関係（同僚）」が高い結果となった。中学校では「部活指導」、「校務分掌」、「対処困難な児童・生徒への対応」、「事務的な業務量」が高い結果となった。

こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

## **2. 目標**

本計画において達成を目指す目標は以下のとおりとする。

### (1) 時間外在校等時間に関する目標

- 月80時間を上回る職員の割合を0%にする。
- 1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする。

### (2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を5%以下にする。  
【令和6年度10.0%、令和7年度8.0%】

## **3. 計画の期間**

令和8年度～令和11年度

## 4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

### (1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

#### 学校以外が担うべき業務

- 登下校時の通学路における見守り活動（「3分類」①関係）
  - ・スクールガード・リーダーによる見守り活動を継続・推進する。
  - ・学校運営協議会等を活用し、登下校時の通学路における見守り活動に地域の協力を得られる体制作りに努める。
  
- 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等に対して学校では対応が困難な事案への対応（「3分類」⑤関係）
  - ・市職のスクール・アドバイザー及び、県職の学校経営アドバイザー、スクールロイヤーを活用し、各校が調整困難な事案に対して専門的な知見や法的根拠に基づき、迅速かつ適切に対応することのできる体制を整える。
  - ・特定の教職員が一人で課題を抱え込まないように、校内における組織的対応の整備を行う。

#### 教師以外が積極的に参画すべき業務

- 調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）
  - ・校務支援システムの機能等を活用することによって、事務的業務の負担を軽減する。
  
- 部活動（「3分類」⑬関係）
  - ・関係各課、関係団体と調整を図りながら部活動の地域展開を計画的に進めるとともに、部活動指導員、外部指導者の派遣を継続することにより、部活動顧問の負担軽減を図る。
  - ・部活動ガイドラインに基づき、活動時間や休養日の基準を遵守する。

教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

- 授業補助、学習評価や成績処理（「3分類」⑮⑯関係）
  - ・小学校における在籍者数の多い学級に授業者の補助等を行うスタディ・アシスタント（学習補助員）を配置することで、教育職員が児童一人一人に向き合う時間を確保し、より充実した指導、支援を行えるようにする。
  - ・校務支援システムの機能の活用により、成績処理や帳票の作成等に係る事務負担を軽減する。
- 支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑲関係）
  - ・特別支援教育支援員を配置することにより、教職員の負担を軽減するとともに、支援が必要な児童生徒によりきめ細やかな支援ができる体制を構築する。
  - ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を有効に活用し、専門的な知見を支援に取り入れる。また、校内教育支援センター、渋川市教育研究所の教育支援センター「かけはし」教室と教職員が連携・協働することで、支援を充実させる。
  - ・必要に応じて、児童相談所や警察、医療機関など、外部の専門機関を活用することで、協力・連携のための体制を構築する。

(2) 学校において講ずるべき措置

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- 学校運営協議会を活用し、各学校における教育活動に地域の力を取り入れることで、教職員が担ってきた負担を軽減するとともに、子どもたちを地域全体で育てるという意識を地域と共有することに努める。
- 各行事について、そのねらいを達成するために真に必要な活動や準備を行えるよう、前年踏襲ではなく、随時の点検、見直しを行う。
- デジタル技術の活用により、校務分掌の効率化及びデジタルデータの

- 蓄積を行う。また、「G I G Aスクール構想の下での校務D Xチェックリスト」に基づいた自己点検を行い、校務のさらなる効率化を進める。
- 校務分掌の業務内容を見直すとともに精選を行い、業務の量的・質的負担の軽減を進める。

### (3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- 1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に対して、長時間労働による健康障害リスクを十分に説明し、産業医による面接を勧める。
- 11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に努める。
- 教職員数50人未満の学校も含め、ストレスチェックを実施し、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。
- 年次有給休暇について、特に長期休業等を活用してまとまった日数を連続して取得できるよう、教職員に対する働きかけをするとともに、組織体制の整備を推進する。
- 学校における定時退勤日を、実情に応じて実施することを推進する。

## **5. 関連する取組、今後のフォローアップについて**

- 取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を教育委員会事務局が毎月把握し、毎年度、渋川市のHPで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、PC上の出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、ストレスチェックの結果から把握する。
- 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取りを行い、指導する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個

別の支援・指導を実施する。

- 各学校において時間外在校等時間の適正化が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を徹底する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、取組推進を実施する。
- 各学校に対して、本計画の意義及び目的が校内において十分共有されるようにするとともに、各教職員の勤務状況等を把握した上で、勤務時間の長時間化を防ぐための業務の役割分担や適正化、必要な環境整備等の取組を継続的に進めることができるよう、指導する。